



豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第三号）

要旨

本法律案は、豪雪地帯をめぐる諸情勢にかんがみ、地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、道府県豪雪地帯対策基本計画（以下「道府県計画」という。）の制度を創設し、その実施の促進に關し所要の措置を講ずるとともに、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例措置等を引き続き十年間講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、豪雪地帯に係る道府県の知事は、地域における創意工夫を生かしつつ、その活性化に資するよう道府県計画を定めることができるものとする。

二、国は、豪雪地帯対策基本計画及び道府県計画に基づく事業の実施に關し、必要な資金の確保等に努めるとともに、地方債に關して特別の配慮をするものとする。

三、克雪住宅の普及促進、積雪期における住民の健康増進及び交流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融雪のための利用の促進、豪雪地帯に適した産業の育成、利雪に關する試験研究体制の整備の促進等のため、国及び地方公共団体は適切な配慮をするものとする。

四、特別豪雪地帯における基幹道路の改築を道府県が代行することができる期間を平成十四年三月三十一日まで延長する。

五、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に對する国の負担割合を三分の二とする特例措置の適用期限を平成十三年度まで延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、豪雪地帯をめぐる諸情勢にかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、豪雪地帯対策を推進することにより、その活性化に資するための道府県豪雪地帯対策基本計画の制度を創設し、その実施の促進に關し所要の措置を講ずるとともに、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校の施設等に對する国の負担割合の特例の措置の適用期限を十年間延長しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。